

平成26年12月22日

顧問先各位

戸田会計事務所
所長 戸田裕陽

社会保障・税番号制度（マイナンバー制度） —平成28年1月、国税関係から順次利用開始—

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）」（平成25年5月24日成立）により、平成28年1月より国税分野から順次「社会保障・税番号制度」（マイナンバー制度）が導入されることとなりました。

◎制度の目的

- ・個人の所得、行政サービスの受給状況を正確に把握し、税・保険料の負担を不正に免れたり、不正な給付を受けたり、正当な受給が漏れたりすることを防止。
- ・行政機関、地方公共団体などの様々な情報の照合、転記、入力等の作業の効率化。
- ・行政サービスの手続の際の提出書類の削減など利便性の向上。

◎個人番号・法人番号（マイナンバー）の付与

27年10月から、住民登録のあるすべての個人にその市区町村から12桁の個人番号が通知され、また設立登記のある法人には国税庁から登記上の本店所在地に13桁の法人番号が通知されます。

◎マイナンバーの利用

マイナンバーは社会保障・税・災害対策の手続にのみ利用され、その手続に関わる国・地方公共団体、勤務先等、金融機関、年金・医療保険者のみに提示します。

例)・勤務先に本人・扶養家族の個人番号を提示、社会保険関係書類に記載し年金事務所等に提出

- ・児童手当の申請、届出の際、本人・扶養家族の個人番号を市区町村に提示
- ・勤務先に本人・扶養家族の個人番号を提示、源泉徴収票に記載し税務署・市区町村に提出
- ・所得税の確定申告書に本人・扶養家族の個人番号を記載、税務署に提出
- ・報酬・料金支払者は法定調書作成時、受取人の個人番号・法人番号の提示を受け記載
- ・被災者生活再建支援金の支給、被災者台帳への登録の際、個人番号を市区町村に提示

個人番号を上記の目的以外で提示を求めることは禁止され、また他人の個人番号を不正に入手したり不当に提供することも禁じられています。

◎個人番号提示時には次の本人確認書類の提示も必要

①番号通知時の「通知カード」及び運転免許証、健康保険被保険者証等、または②「個人番号カード」（「通知カード」と共に送付される申請書を市町村に提出して28年1月以降交付を受ける）

◎国税分野での28年1月以降の個人番号・法人番号導入予定

- ①28年1月以降に提出する申請書・届出書…28年分扶養控除申告書も（27年年末調整から）
- ②28年1月以降の相続に係る相続税申告書
- ③28年分の所得税、贈与税申告書
- ④28年1月以降開始事業年度の法人税、消費税及び地方消費税の申告書